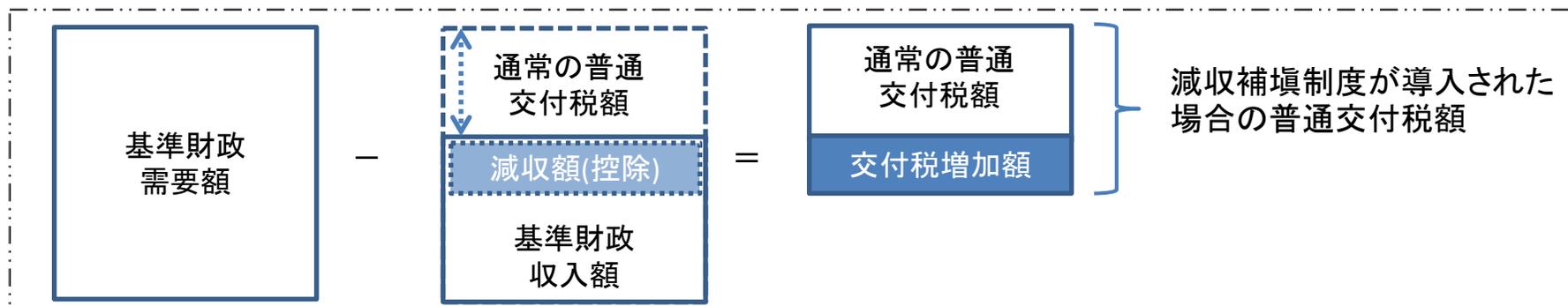


## 減収補填制度の概要

- 基準財政収入額の算定にあたり、地方税法第6条により地方団体が任意で課税免除不均一課税をした場合の減収については考慮しない(減収を補填しない)ことが原則。
- 個別立法に基づき、企業立地等により地域振興等を図るため、地方団体が課税免除不均一課税をした場合の減収については、基準財政収入額から控除することにより、当該減収を交付税で補填。

[イメージ]



<対象税目> 事業税、不動産取得税、固定資産税 (事業税、固定資産税については、取得後3年間又は5年間の措置)

<実績> 1. 根拠法律数 : 10法律  
2. 平成30年度の減収補填額 : 144億円

## 減収補填制度の見直し

- ① 平成30年度末に適用期限を迎える減収補填措置について、適用期限を2年間延長。
- ② 租税特別措置法の改正に伴う所要の規定の整備 等

## スケジュール

平成31年4月1日 改正省令施行